



令和5年度 林野庁「森林・林業白書概要（案）」①

今回の日合商解説（vol.91）では、林野庁が4月に発表した「森林・林業白書概要（案）」における重要事項について解説をします。日本の森林と林業は、新たな局面を迎えています。スギ材の需要拡大により、森林産業は新しい展望を開きつつあります。同時に、森林環境税の導入と森林環境譲与税の施行は、持続可能な森林管理のための財源を確保する重要なステップです。さらに、クリーンウッド法の改正とデジタル林業戦略拠点の展開は、業界のデジタル化と効率化を促進し、国内外の市場における競争力を高めることでしよう。以上の3つについて、詳しく解説致します。

INDEX

- ① スギ材需要拡大と森林産業の展望
- ② 森林環境税の課税開始と森林環境譲与税の取組状況
- ③ クリーンウッド法改正とデジタル林業戦略の展開

① スギ材需要拡大と森林産業の展望

スギ材製品の需要は住宅分野と非住宅・中高層建築で増加しており、現在の年間生産量1,240万 m^3 から10年後（2033年度）には1,710万 m^3 への拡大を目指しています。技術開発や木材加工施設の整備、スギJAS構造材の活用が推進され、国土交通省は国産材利用の住宅表記システム構築と花粉症対策の可視化を進めています。非住宅・中高層建築では、製材やCLT、木質耐火部材の普及、公共建築物の木造化、専門設計者の育成が行われ、

建築基準の合理化も推進されます。内装・家具への対応や輸出拡大、木材需給の安定化、林業の生産性向上と労働力確保も進められており、総じてスギ材利用の促進は持続可能性、健康、経済的な観点から重要であり、今後も進められることが期待されます。



難燃薬剤処理スギLVLで被覆した木質耐火部材
(写真提供：(一社)全国LVL協会)



基準強度が定められていないスギCLT(9層9フライ)の強度試験
(写真提供：国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所)

② 森林環境税の課税開始と森林環境譲与税の取組状況

まずは、森林環境税と森林環境譲与税について説明します。森林環境税と森林環境譲与税は、森林の保全や再生に関する財源を確保するための税金制度です。

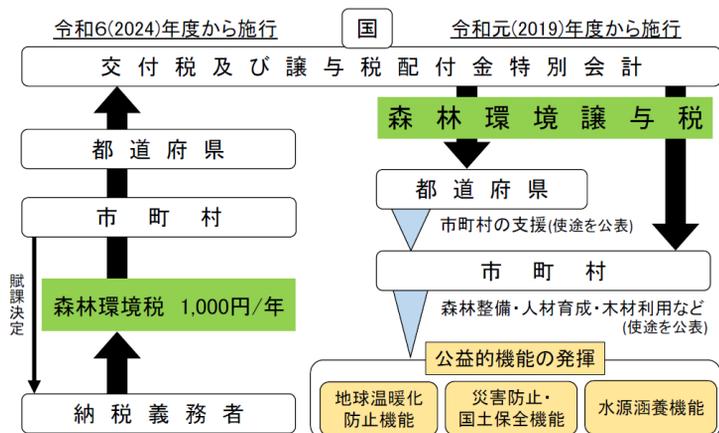
森林環境税とは、国民一人ひとりが森林の保全や再生に貢献するために導入された税金です。この税金は、森林の持続可能な管理や環境保護に関する事業に充てられます。具体的には、**森林の保全や植林活動、森林環境整備**などに使われます。今年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、**国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収**します。この税収は、森林環境譲与税として都道府県や市町村に譲与されます

森林環境譲与税とは、森林の持続可能な利用を促進するために2019年に導入された税金です。この税金は、森林の所有者が他の個人や法人に対して森林の利用権を譲渡した際に課税されます。課税された税金は、森林の保全や再生、環境保護に活用されます。

これらの税金制度は、森林資源の持続可能な利用や環境保護に向けた取り組みを支援し、森林の豊かな生態系を保護するための財源を確保することを目的としています。

2024年度で森林環境譲与税開始から5年を迎え、市町村では間伐や人材育成、木材利用の促進など、地域に応じた取り組みが進んでいます。また、森林環境税の課税も2024年度から開始されることに加え、税制改正で譲与基準の見直しも行われるため、森林整備の取り組みがさらに進展する見込みです。**森林環境税と森林環境譲与税の施行は、住生活産業に対し、安定した木材供給と価格の安定化をもたらす一方で、新たな税負担を生じさせます**。環境保全への貢献とブランド価値の向上、災害リスクの軽減、そして新しい市場の開拓が期待される中、企業はこれらの変化に適応し、持続可能なビジネスモデルへの移行を図る必要があります。税制の変更に伴う対応も重要な課題です。これらの政策は、消費者の環境意識の高まりとともに、住生活産業の未来を形作る重要な要素となるでしょう。

森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み



取組事例

森林整備



木材利用



人材育成・担い手の確保



地方公共団体の連携



住宅業界の最新情報を常に発信

コンサルティング・WEB講演会
ホームページまでお問い合わせください

SHIMIZU HIDEO JIMUSHO

https://au-shimizu.co.jp/seminar_colum

③ クリーンウッド法改正とデジタル林業戦略の展開

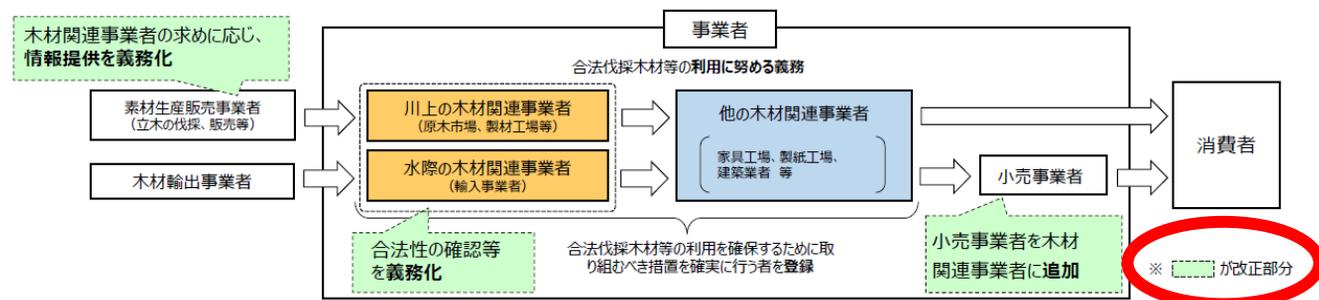
クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）とは、違法な伐採や流通された木材の利用を抑制し、合法的な木材の流通と利用を促進することを目的とした法律です。具体的には、木材関連事業者には合法性確認の義務を課したり、木材の伐採や流通に関する情報を提供することを義務付けたりするなど、木材の適切な流通と利用を実現するための法律です。そして、この法律が改正され、2025年4月1日に施行されます。

この改正により、川上・水際の木材関連事業者は、木材の合法性を確認することが義務づけられます。これは、合法伐採木材の流通を拡大し、違法伐採を抑制することを目的としています。国民が安心して木材を利用できる環境を整えることで、木材需要の拡大が期待されます。

また、素材生産販売事業者には、伐採造林届出書の写しの情報提供が義務付けられ、小売事業者も木材関連事業者に含まれるようになりました。これにより、合法性の確認情報が消費者にも伝わるようになります。今後は、制度の普及啓発を進め、合法性が確認された木材の流通と利用をさらに促進していく方針となっています。

この法改正により、透明性の高い市場を形成し、国産材利用の増加による林業支援と地域経済の活性化に寄与するでしょう。住生活産業においては、環境保全と経済活動のバランスを取りながら、新たなビジネスチャンスが生まれることが期待されます。

クリーンウッド法の改正の概要



次に、デジタル林業戦略拠点について説明します。この取り組みは、林業の生産性、安全性、収益性を向上させるためにデジタル技術を活用することを目的としたものです。具体的には、航空レーザー測量による高精度な森林資源情報のデジタル化や、ICTを活用した生産管理の実証などが進められています。林野庁は、これまで個別に活用されていたデジタル技術を地域全体で統合し、森林資源調査から伐採・流通に至る林業活動全般にわたってデジタル技術をフル活用する「デジタル林業」の実践と定着を目指しています。現在、林業におけるデジタル技術の活用基盤は進展していますが、データの活用が取得者に限定されているという課題があります。これを解決するため、2023年度から北海道、静岡県、鳥取県の3地域で地域コンソーシアムを形成し、関係者が連携してデジタル技術の現場実装を進めています。

林業イノベーションハブセンター（森ハブ）からは、3地域の取り組みを支援するためにコーディネーターが派遣されています。さらに、森ハブでは2023年9月に、林業イノベーションを推進するための「森ハブ・プラットフォーム」が開設されました。ここでは、必要な組織、人材、情報が集まり、林業のデジタル化をさらに前進させることが期待されています。

デジタル林業戦略拠点により、効率的な森林管理と木材生産による安定供給、新素材開発による建材の多様化、コスト削減による住宅アクセスの向上、持続可能な林業の推進、地域経済の活性化、技術革新の加速など、様々な効果が期待されます。これらの進展は、住生活産業の品質、持続可能性、アクセシビリティを向上させると思われます。

住宅業界の最新情報を常に発信

コンサルティング・WEB講演会
ホームページまでお問い合わせください

SHIMIZU HIDEO JIMUSHO

https://au-shimizu.co.jp/seminar_colum